

○宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例

平成17年10月 1 日

条例第94号

改正 平成19年 9 月20日条例第18号

平成24年10月15日条例第40号

平成26年12月26日条例第36号

(目的)

第1条 この条例は、母子及び父子家庭等（以下「母子家庭等」という。）に対し、医療費の一部を助成することにより、母子家庭等の生活の安定と自立を支援し、もって母子家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 18歳に達した日の属する年度の末日までにある者をいう。
- (2) 母子家庭の母 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第10条第1項の規定による命令を申立て、現に配偶者に当該命令が発せられた女子であって、現に規則で定める児童を監護している者をいう。
- (3) 父子家庭の父 法第6条第1項の規定に準じる配偶者のない男子又はDV防止法第10条第1項の規定による命令を申立て、現に配偶者に当該命令が発せられた男子であって、現に規則で定める児童を監護している者をいう。
- (4) 養育者 父母が死亡した児童又は父及び母が監護しない児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。
- (5) 保護者 前3号に掲げる者（規則で定める者を除く。）をいう。

2 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療費の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
（平26条例36・一部改正）

（対象者）

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。なお、母子家庭の母又は父子家庭の父に監護されている児童については、本市の区域外に住所を有する場合であっても、対象とすることができる。また、本市の住民基本台帳に住所の記載がない場合であっても、本市を生活の本拠としていることが明らかで、やむを得ない事由（配偶者の暴力から逃れるため、居所を明らかにできない場合など。）で、住所の記載の申請が行えない者も対象者として差し支えない。

- (1) 母子家庭の母と児童
- (2) 父子家庭の父と児童
- (3) 養育者が養育する前条第1項第4号に掲げる児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する里親に委託されている者
- (3) 規則で定める他の医療費助成事業等により医療費の助成を受けることができる者
- (4) 同条第1項に規定する対象者又は医療保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき医療費の額の全てを、国又は地方公共団体に

において負担している施設に入所している者（一部負担金が発生する者を除く。）

（平19条例18・平24条例40・平26条例36・一部改正）

（所得の制限）

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは対象者としなない。

(1) 保護者の前年の所得（1月から6月までに申請する者については、前々年所得。以下同じ。）が規則で定める額以上であるとき。

(2) 保護者の配偶者の前年の所得又は保護者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその保護者と生計を同じくする者の前年の所得が当該配偶者又は扶養義務者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則の定めるところによる。

3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定めるところによる。

（受給者証の交付）

第5条 医療費の助成を受けようとする保護者は、その家庭に属する対象者について、市長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による医療費の助成を受ける資格を証する受給者証の交付を受けなければならない。

2 市長は、前項において対象者でないと決定したときは、規則で定めるところにより、その保護者に通知するものとする。

（受給者証の有効期限）

第6条 受給者証の有効期限は、8月1日から翌年7月31日までとする。ただし、最初に交付される受給者証については、受給者証の交付申請の日（他市町村から受給者証であった者が転入してきた場合は本市の区域内に住所を有することになった日）から、最初に到来する7月31日までとする。

2 第3条に規定する対象者としての資格要件に該当しなくなった場合における受給者証の有効期限は、その事実の発生日の前日（死亡の場合は、発生日

当日) までとする。

(平24条例40・一部改正)

(助成の範囲)

第7条 市長は、受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）の保険医療機関等における療養に要する費用の額（健康保険法第76条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣の定めるところにより算定した額をいう。）から、保険給付、他法負担、一部負担金及び保険者が給付する付加給付を控除した額（以下「母子家庭等医療費」という。）を助成する。

(助成の方法)

第8条 市長は、受給者からの申請に基づき、母子家庭等医療費を助成するものとする。

(届出の義務)

第9条 保護者は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 保護者は、その家庭に属する受給者の現況について、規則の定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 受給者は、医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正行為により、医療費の助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の平良市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成7年平良市条例第3号）、城辺町母子及び父子家庭等医療費助成に関する事業実施要綱（平成7年城辺町訓令第3号）、下地町母子及び父子家庭等医療費助成条例（平成7年下地町条例第1号）、上野村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成7年上野村条例第4号）又は伊良部町母子及び父子家庭等医療費助成事業実施要綱（平成7年伊良部町訓令第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年9月20日条例第18号）

(施行期日)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成24年10月15日条例第40号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前においても、第5条の受給者証の交付に関し必要な手続その他この条例の施行に関し必要な準備行為をすることができる。

附 則（平成26年12月26日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。